

中央防災会議
「大規模水害対策に関する専門調査会」(第19回)
議事録

平成22年1月29日(金)
全国都市会館 3階 第一会議室

開 会

○越智参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会」の第19回会合を開催いたします。

委員の皆様方には、本日は御多忙のところ御出席くださいます、誠にありがとうございます。

本日は岩熊委員、岸井委員、重川委員、辻村委員、山崎委員、山脇委員は御都合により御欠席となっております。

それでは、審議に先立ちまして、大島副大臣からごあいさつ申し上げます。副大臣、よろしく申し上げます。

○大島副大臣 内閣府副大臣の大島敦でございます。今日は秋草座長を始め、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり、我が国は世界でも有数の災害国であり、風水害、地震など自然災害の備えは、国民生活の安心・安全を確保する上で重要でございます。今年7月の豪雨や8月の台風9号、10月の台風18号では、観測史上1位を超える降雨が各地で発生し、山口県、福岡県、兵庫県、和歌山県などで多数の死者が発生するなど、多大な被害をもたらしました。

海外においても2005年に米国で発生したハリケーン・カトリーナを始め、近年、世界各地で大規模な水害により大きな被害が発生しております。更に今後、地球温暖化による大雨頻度の増加が懸念される中で、適切な災害への対応が求められております。

このような中で大規模な水害が起きないに越したことはございませんが、不幸にも起こってしまった場合を想定し、万が一に備えることも国の重要な務めと考えております。国民の安全・安心を守るという国家の最も基本的な責務を果たすため、早急に大規模水害対

策を講じる必要がございます。このことは今日の首相の施政方針演説の中でも触れられているかと思います。

本専門調査会での検討は、今年度末のとりまとめに向けて、最終段階に入っていると伺っております。委員の皆様方は、豊富な御経験と深い御見識を基に活発な御議論を進めていただいていることはよく承知をしております、感謝の気持ちを表しまして、私のあいさつとさせていただきます。本日も、皆様の御議論をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○越智参事官 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、お手元に配付をしております本日の配付資料の確認をさせていただきます。

一番上に議事次第、座席表、委員名簿、次回開催予定の次に非公開資料として1～6、A3判のものもございますが6種類ほどございます。非公開資料につきましては、委員の皆様方だけにお配りしております。資料はよろしいでしょうか。

それでは、以下の進行は秋草座長にお願いしたいと思います。秋草座長、よろしくお願いいたします。

○秋草座長 まず、議事に入るに当たりまして、議事要旨、議事録及び配付資料の公開について申し上げます。

議事要旨については、調査会終了後、速やかに作成しまして、公表すること。また、詳細な議事録につきましては、調査会にお諮りした上で、一定期間を経過した後に公表したいと思います。

なお、審議中にはかなり不確実なことも多く議論される中で、各委員の皆様自由に御意見をいただきたいということで、議事内容については発言者を伏せた形で作成したいと思いますので、よろしくお願いします。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○秋草座長 それでは、特段の異議がございませんので、このように取り扱わせていただきます。また、本日の資料については全部非公開だと思いますが、非公開以外のものは公表するということになりますので、よろしくお願いします。

（報道関係者退室）

○秋草座長 それでは、議事に入りたいと思います。非公開資料1、A3の横長の資料でございますが「これまでの検討内容と今後のスケジュール（案）」をごらんいただきたいと思います。

第1回の平成18年8月から今回は19回で、皆さんにいろいろな視点から発言いただき、また議論をしていただきました。今回は大規模水害対策に関する専門調査会の報告（案）ができております。それについて事務局から説明していただいて、またいろいろな御意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、非公開資料3の「大規模水害対策に関する専門調査会報告（案）」、非公開資料4「大規模水害対策に関する専門調査会報告（案）補足説明資料」、非公開資料6「大規模水害時の災害発生前後の流れと対応イメージ」について、御説明させていただきます。事務局からよろしくお願いします。

資料説明

○越智参事官 それでは、事務局の方から御説明させていただきます。お手元に非公開資料3ということで、この専門調査会の報告（案）がお手元に配られております。少々分厚くなっておりますが、それをまずお手に取っていただきたいと思います。

1枚くっていただきますと目次が付いております。少々細かい目次ですが、この中で1ページ目の上から2ページ目の下辺りまでにつきましては、いわゆる大規模水害の特徴、浸水想定、被害想定について、とりまとめたところであります。

2ページの下からは、大規模水害対策のあり方ということで、基本方針とか個別の実施すべき対策が3～4ページにずっと書かれております。

では、内容に従って被害想定等もおさらいしながら、少し解説をしたいと思います。

17ページをお開きいただけたらと思います。今回は首都圏ということで、利根川、荒川を対象にして、被害想定、浸水想定を出しているところであります。17ページには、その利根川で例えばカスリーン台風と同規模の洪水が今起きたときにどうかというようなことが書かれております。皆さんの御承知のとおり、最大浸水面積は約530km²、その浸水区域内人口は約230万人と想定されているところであります。また、浸水深も5mを超えるところがある。建物の3階まで浸水するというようなところが出ているということであります。

18ページは荒川の例でございます。これも同じく100万人を超える浸水被害が出るということでもあります。

20ページには、今度は継続時間であります。どれくらいの期間、水に浸かっているかと

いうことで、これにつきましては赤色の部分は2週間以上も浸水が続くであろうというようなことで想定をしているところであります。

22 ページをごらんください。これは地下鉄の浸水であります。地下鉄の坑口あるいは出入口等から水が入ってくる。そこにありますように、都内の17路線の地下鉄97駅約150kmが浸水する。

24 ページの絵をごらんいただきたいと思います。24 ページの左下の絵であります。堤防決壊して、水色が付いているところが浸水しているところでありまして、赤色とかオレンジ色が付いているのは浸水している地下鉄路線でございます。このように約150kmの区間が浸水するというような想定でございます。

26 ページをごらんください。これも左下でございますが、これは荒川の一部の地域で貯留型氾濫があった場合でも入口等から水が浸水し、色の付いたところに被害が起こるというようなことが想定されているところであります。

以上が、浸水想定でございます

次に被害想定であります。どれだけの避難者あるいは孤立者が出るかということを想定しているのが27 ページ以降であります。これを見ますと、27 ページのところに利根川と荒川の氾濫区域内に約421万人の避難者が発生するというふうに推定されております。この約421万人のところですが、前々回の10月にあった調査会の資料では約360万人とデータを出しておったのですが、データチェックをした結果、これが正しい数字でありまして、修正をさせていただきたいと思います。約421万人が避難者として発生するであろうと。

28 ページは死者の発生数でございます。閉鎖型の氾濫域で、2階も浸かってしまうようなところで避難をしなければ、6,000人を超えるような被害が出るであろうというようなことも被害として想定されております。

孤立者でございます。浸水してしまうと逃げ遅れてしまう、あるいは孤立してしまうというようなことで、29 ページをごらんください。利根川においては、決壊2日後で約110万人の孤立者が出る可能性があるということで出しております。荒川におきましても100万人近い孤立者を想定しているところであります。

31 ページでございます。人的なものだけではございません。いわゆる電気、ガス、上水道、下水道、通信、各ライフラインにおいても大きな施設被害が出るであろうということでありまして、そこに電力、ガス、上水道、下水道、33 ページには通信施設等の被害の様

相が出されております。

これは単に被害を受けるだけではなくて、一遍水に浸かると機器がだめになってしまうと。それを今度は復旧に向けて動き出すのに数週間程度、あるいは月単位で復旧に時間を要するものが出てくるであろうということでもあります。

34 ページには、それ以外にもいろいろな形で被害が出てくるであろうということで、例えば 34 ページの下には、孤立時の生活環境の悪化。

35 ページには病院・入院患者等が被災する。あるいは先ほど地下鉄の話をしました、35 ページの真ん中辺りには地下空間、地下鉄等にはビルも接続されておりますし、地下街もくっついております。そういう地下空間での被害が出てくるであろうと。

35 ページの（6）をごらんいただきますと、経済被害の発生が書いてあります。これは例えば都心部ではデータセンターとかの電源設備が地下に設置されている例がたくさんございます。そういうところが浸水すると大きな被害、影響が出てくるというようなことで、そういう心配もしなければならぬというところでもあります。こういうようなさまざまな被害想定をいたしまして、もう一つ、高潮の関係がございます。

40 ページをごらんください。ここからは高潮の部分でございますが、危機管理の観点から地球温暖化が進む、台風が強大化するといったようなことを想定しまして、今、予測されております海面が 0.6m 上昇するといったようなことで推定をしたところ、41 ページをごらんください。

高潮被害が起きますと、これは右側の絵を見てください。色が付いているところが浸水するということで、浸水面積が約 280km²、浸水区域内人口が約 140 万人ということで、しかも水深が 2 m を超えるというような地域が多く出ております。

42 ページには、その拡大状況を見ております。

43 ページには、浸水継続時間。2 週間以上浸水してしまうところもあるということ。死者数につきましても最悪の場合、約 7,600 人というような想定が出されております。

44 ページには、孤立者の発生ということも数字が出されております。

こういうようなことからとりまとめて整理しますと、47 ページをごらんください。ここに「4. 大規模水害の被害事象の特徴と課題」ということで、今しがた私が申し上げました項目が 7 つほど例示的に書かれております。

広大な地域が浸水、深い浸水深、地下空間にも大きな被害。堤防決壊に至る前から洪水の場合には被害発生の予測が可能であるという特徴はございます。ただし、一度決壊して

しまうと大きな被害。拡大には長い時間がかかって到達するというようなことでございます。⑥、⑦については、電源設備等に大きな被害が出る。その結果、孤立者の生活環境等に極めて困難が生じるというようなことであります。このような被害想定を前提にいたしまして、この専門調査会では先生方からたくさんの御意見をいただいております。

お手元にA3判で縦長の非公開資料5というのがございます。これは今年度に入って専門調査会で委員の先生方からいただいた主な発言を項目ごとに整理したものであります。左側の方に小項目として、国と地方公共団体の役割分担とか、ずっと項目を並べております。25項目にわたって御意見をいただいたというふうに整理させていただきました。そこで主立った意見をその真ん中に書いております。

本日は時間も限られておりますので、これを大きくくりにして10項目にして後ほど御説明をしたいと思います。大きくくりの仕方はこの表の一番右側にありますように、まとめ項目という形で整理をしておりますので、これについて御説明をさせていただきたいと思います。

そのまとめたものが非公開資料4ということで、A4横長の上とじの補足説明資料と書いてあるのがございます。これについて御説明をしたいと思います。10項目にしております。

1ページをお開きください。専門調査会報告の基本方針。要はこの調査会報告をどうとりまとめるかということであります。まず、いただいた意見は、役割分担を明確にして整理すべきというようなこと。広域避難計画を策定するための体制とか仕組みについても踏み込むべきというようなことでいただいておりますので、そういう方向に従って極力わかるように記載をしたところであります。

治水対策でいかにして防ぐかをまず記載すべき。あるいは将来の温暖化も念頭に置いて、治水対策を進めるべきというような御意見をいただきました。この専門調査会は、発災時の対応を中心に検討するということで進めてきたわけですが、こういう、今しがた申し上げました御意見もいただきましたので、そういう治水対策の重要性ということで、これにつきましては報告書（案）の最初の8ページのところに、その重要性について改めて記載をしているところであります。

具体的にこれを進めていく上で、自治体に意見を聞くべきではないかというような御意見もいただきましたので、とりまとめに当たって関係都県等への意見照会を行う予定にして

おります。できるだけ現実的な形に持っていきたいと思っております。

次に②の避難の考え方からですが、これにつきましては、あと個別にずっと説明をしますので、その前に非公開資料6ということで全体像を俯瞰した資料でまず課題をつかんで、それに対しての説明をしたいと思います。

字が小さいのと、入り組んでいて大変わかりにくいかもしれませんが、これにつきましては、左から右に時間軸で流れているというふうにご覧ください。縦方向には、まず上の方に被害状況を整理しております。いわゆる時間の進捗、事態の動き具合がどうかということを見ていこうということでもあります。

真ん中から下くらいには、政府、関係機関、都県、市町村、住民といった形で、それぞれがどういうふうに動いて、どういうふうなオペレーションをしているかということで全体が俯瞰できるような形で整理をしてみました。

この絵の左側の方から進みますと、まだ3日くらい前で台風がこれから来る、あるいは前線が活発化して雨が降り出しているという状況下で先を見越して、いろいろな機関で災害対策本部あるいは連絡室等を置いて備える。

それが徐々に雨足が強まって、川の水位も上がってくるというふうになってくると、避難警戒情報というものが出されます。出された結果、それを受けて地方自治体の方では、そういうことを受けて避難勧告を出したり、避難指示を出したりというようなことを、今は地方自治体長が出されることになっております。

そのときに、このような大規模水害が起きると何が生じているかということで、左下の方に赤い点々で網かけをした枠がございます。大規模水害のときには、そこの赤い枠のちょうど真ん中辺りを見ていただきますと、想定されるのは、例えばカスリーンと同じ箇所が今、切れたとしたら、1都4県59の市区町で避難勧告とか指示が発令される可能性がある。相当広域にわたります。

その結果、いろいろな形での行動が出てきます。その中で住民のところの欄を見ていただきますと、膨大な避難者がまず出てくるであろう。避難所がいっぱいになってしまう。交通渋滞も起きようというようなことであります。その結果、都県の方では交通規制や、あるいは被災をしないところで被災をした方を受け入れる避難所の開設とか受入態勢の準備といったものが出てくるであろうということでもあります。

大規模水害が起きると広域かつ膨大な避難者が出てくるということで、こういうようなことから、そこに①と入っておりますが、ここから大規模水害の避難のときには避難先と

か避難のタイミング、あるいは避難手段について、あらかじめ広域避難するための計画をつくっておく必要があるのではないか。それから、受入側の避難所の運営というのも考えておかないといけないでしょうというようなことであります。

こういう事態が進んできますと、右上の方にもう一つ大きな赤点線の網かけのところがございます。これは政府の緊急災害対策本部等のいわゆる政府の動きでございます。さまざまな動きが出てくるかと思いますが、先ほど申し上げました、あらかじめ避難をすることになりますと、そこに②という矢印が書いてありますが、災害発生前の避難誘導をやらないといけないであろうということで、そのための本部等の役割、あるいは立ち上げみたいなのが課題として出てくるであろうということでもあります。

もう一つ、右下のところに中くらいの網かけの赤い枠があります。発生後に避難者が逃げられなかった、孤立してしまったというようなときに、どういうふうにするかということで、③のところに大規模水害時の救助・救援のあり方ということで、救助方策とか物資供給等の方策について考えていく必要があるであろうということでもあります。

今、①～③まで申し上げましたものが実際に具体的にどう動かしていくかということが大切なことでありまして、④をご覧いただければと思いますが、応急対策活動要領のようなものを策定する必要があるということと、策定後、それを改善しながら現実的なものにしていくということで、訓練を実施していくというようなことが課題として挙げられるであろうということでもあります。

それ以外にも、そこに小さい枠ですけれども、避難指示を出すために降雨予測とか水位予測の精度向上というものがございまして、左下のところを見ていただきますと、特に地下空間は水害に極めて弱いということで、それに対しての連絡体制の整備とか策定促進が必要であろうということでもあります。

右の方に目を移していただきますと、一旦氾濫してしまいますと、流域での水防活動。流域水防というものがあるであろうということでもあります。氾濫をした情報が取得できる、リアルタイムで情報提供が必要であろうというのが右上の方に書いてございます。

大島副大臣は公務のため、ここで御退席されます。

○大島副大臣 どうもありがとうございます。今回の平成18年8月29日から皆さんに御検討していただいたこの地図を見ると、私はこの地図の中に住んでいまして、荒川と利根川に挟まれた北本というところが私の住んでいるところでして、大宮台地なものですから、あまり水は出ないところなのです。しかしながら、カスリーン台風のときには、あまりい

い言い方ではないのですけれども、その上の私の選挙区ですと鴻巣で堤防が決壊して、町が一面水浸しになったというのは今でも伝えられておりまして、水防の訓練は、地元では必ず参加することにしております。

今回はそのカスリーン台風と同程度の想定ということで、特に今後起きたときには6 mを超える大きく被害を受ける地域もあるものですから、初動体制から復旧まで本当によく御検討していただいているということで、深く御礼を申し上げさせていただいて、また次回に最終的な案がまとまったときにも、こちらの方にお伺いをさせていただいて、聞かせていただければと思います。

この首都圏の大規模水害についてのこれまでの皆様の御検討に対しまして、本当に感謝申し上げて、申し訳ないのですけれども、ここで失礼をさせていただきます。本当にありがとうございます。

○越智参事官 副大臣、どうもありがとうございました。

(大島副大臣退室)

○越智参事官 それでは、御説明を続けさせていただきます。

今、全体でこのイメージを抱きつつ、②以下の御説明を聞いていただければと思います。補足資料と本編もときどき戻って話をしますので、両方置いていただければと思います。

それでは、2ページであります。避難の考え方ということで、先生方からいただいた主な意見です。浸水範囲が広範囲で、しかも長期間となる。基本方針について、国がしっかり方針を示す必要があるというようなことで言われております。これにつきましては、避難対象者とか避難のタイミングなどの考え方を提示することが必要であると。更に詳細な検討を行って、必要なケーススタディ等をやって、具体的に作業が前に進むように取り組んでいくということを本編に書いてございます。

浸水しない高層階の住民、あるいは浸水中に避難することがないように考えておく必要があろう。あるいは家の構造とかマンションの居住者も多いことを考えておくことが必要であらうということでありまして、4ページをごらんください。

これは既に以前御説明したものでありますが、避難の考え方について、大きく4つほど専門調査会の中で整理をさせていただいたと思っております。その中でまずは浸水区域外への避難が前提けれども、1つ目のマルの2つ目のポツです。居住空間が水没せず、浸水継続時間が短い場合は、必要な準備を行った上で自宅上階への避難も可能であらうということ。病院等、災害時の要援護者関連施設等につきましては、広域避難が実施困難な場

合に備えて、最悪の事態を想定して準備をしておく必要があるということ。

2つ目のマルの一時避難ということも組み合わせて考えることができるのではないかと
いうことで、とりまとめをする方向にしております、そういうことを本編の方に記述さ
せていただいております。

5 ページ「③避難実施の判断等について」であります。左側に6つほど先生方の意見を
入れております。避難勧告、指示を出すものが責任を持つ必要があるということ。広域避
難の場合には広域的な判断が必要。各市町村に避難の判断を任せるのはそれでよいのかと
いう御意見。個々の判断を市町村単独の仕組みで実施可能かどうか考えるべきだというよ
うなことをいただいております。

災害発生直前の警戒期には調整することがたくさんある。ここの部分については、指揮
命令系統をしっかり整えておくことが必要であろう。その際に避難誘導する、交通規制す
るといったようなことを、ある程度決めておかないといけないのではないかとということ
であります。

これは本編の方をごらんいただきたいと思いますが、57 ページをお開きください。真ん
中の辺りに「(3) 避難計画の策定」がございます。先ほども大きなポンチ絵で御説明しま
したように、どの地域において、いつ、だれが、だれを対象に、どこに、どんな手段で避
難をさせるかということについて、具体的な広域避難計画をつくっておく必要があるであ
ろうということ。

今度は 58 ページの一番下のアンダーラインを引いているところをご覧ください。円滑な
広域避難が可能となるよう避難の準備段階から、段階的な警戒レベルの宣言を行うなどの
警戒情報伝達に関する仕組みを検討する必要があるであろう。更に、堤防決壊前の適切なタイ
ミングで国の誘導対策本部等を立ち上げるなどして、全体として整合の取れた避難誘導等の
対応行動を取るための体制や指揮命令系統の仕組みについても検討すべきであろうという
ことを本編の方に案として記載しているところであります。当然ながら 59 ページの上の方
には、現地対策についても同じようなオペレーションが考えられるのではないかとというこ
とで書いているところであります。

補足資料の 8 ページをごらんください。8 ページは「④避難者の受入れ、避難所運営に
ついて」であります。大規模水害の場合には、被害を受ける地域と被害を受けない地域が
特定されます。そういう、被害を受けていない地域が被災者を受け入れるなどの、バック
アップのための制度的な枠組みが必要ではないかというようなこと。避難所の収容能力も

人数だけではない。備蓄の準備費用とか、そういう費用負担の問題もあるというようなこと。実際に運営する際にも課題があるのではないか、検討するべきだというようなこと。

学校が避難所として利用された場合も影響を十分に考える必要があるというようなことで、これらにつきましても、右側の方に書いてありますように2つ目のマルのところですが、国及び地方公共団体は、浸水危険性のない地域における避難所の開設等の運営ルール、あるいは、どの地域の避難者をどの避難所で受け入れるかという整合を持った計画、避難者受入れ等の対応に要する費用負担のあり方について考える必要があるのではないか。調整の仕組みをつくっておく必要があるのではないかというようなことで、これらについては本編の方に記載をさせていただいております。

11 ページ「⑤氾濫状況の取得と情報提供について」であります。氾濫状況を早く正確にキャッチするということは避難にとって欠かせないことであります。そういうことで夜間に氾濫状況がわかるような研究開発、あるいは新しい機器の活用などを考えてはどうかというようなことで、これについては本編の方にそのような旨を書かせていただいております。

リアルタイムに知らせるための方法論をちゃんと考える必要があろうということで、これについても情報の伝達にさまざまな伝達手段を活用する、あるいは水防団、消防団、自主防災組織等による個人への直接伝達体制を強化するといったような方法も記載をしているところであります。

最近、携帯電話等のいわゆる環境が整ってきているということで、これにつきましては民間事業者等の協力も得て、共通の情報発信が行えるようルールを設けるなどの検討が必要ということを本編の 63 ページの辺りに書かせていただいております。

13 ページ「⑥災害時要援護者対策について」であります。既に以前、御説明した資料の中に、災害時要援護者がこの区域内でおよそ 10 万人出るのではないかというようなことで想定をしております、それに対して更に必要な絞込みを行うなどの効率的な体制を考えておくべきではないかというようなことをいただいております。

災害時要援護者のリストアップ、いろいろな対応につきましては、福祉サービス事業者等と連携をして実質的な連携強化をしておくべきではないかということで、その下の 14 ページにはその介護保険事業者等との連携例ということで、これは既に横浜市南区でスタートしておる仕組みでありまして、こういうようなきめの細かい体制を整えておくべきだというようなお話でありました。

災害時要援護者のことにつきましては、本編の 65～67 ページにたくさんの施策をいただきましたので、それを書かせていただいております。

「⑦地下空間への対応について」でございます。地下空間の対応につきましては、いわゆる全体を統括する組織がない。そういう組織をつくる方がいいのではないかとということ。あるいは地下の場合には使用者、所有者、管理者が複雑な責任関係になっております。そういう意味では管理者、利用者あるいは店子等々が連携することが必要であろうということでもあります。

そういうことで右側の方に方策を幾つか書いておりまして、報告書に反映しております。まずは地下空間の管理主体、関係者、そういう人たちからなる協議会をつくって、災害時の情報連絡体制を整備する連携強化を行うといったようなこと。地下空間の管理者は水防法で避難確保計画をつくるということが決まっております。その取組みを促進して、より安全な計画を持っておこうということでもあります。

国とか地方公共団体は、地下空間の浸水危険性について必要な情報を関係者にしっかり提供をする、技術的なサポートを行うといったようなことを本編の方に書いているところでもあります。

19 ページ「⑧大規模水害を想定した訓練について」でありまして、高速道路の交通規制の適用に備えた訓練など、大規模水害を想定した訓練をすべきだということとか、応急対策活動要領等についても問題意識を持ちながら訓練を実施するというようなことで、これにつきましては本編の 102 ページをごらんください。

102 ページ「3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映」で書いております。国、地方公共団体、防災関係機関等が相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に住民、企業等と一体となって総合的防災訓練を実施し、こういう訓練を通じて、更に応急活動対策要領等の内容に的確に反映していくというようなことを書いているところであります。これは今回新規にここに書き込ませていただいております。

補足資料の 21 ページ「⑨自助・共助による取組みについて」。これはまさに地域防災力を向上させるということで、極めて重要なことであります。ここに対しての意見は、先生方からもたくさんいただきました。これにつきましては本編の 87～93 ページにわたりまして、多分にたくさんのことを書かせていただいております。

特に 89～90 ページ辺りにかけまして、防災教育の話、個々の備蓄、日ごろからの備えとか、体制を取るといったことを書かせていただいているところであります。

22 ページは自助・共助・公助の役割分担みたいなものを、以前にも御説明しましたが、こういう役があるのではないかということで、漫画的に示させていただいたものであります。

以上がいただいた意見を要約して御説明をいたしました。本編各所に反映させていただいたところであり。本日、新規に追記したものがございまして、そのところを最後に御説明したいと思います。

101 ページをお開きいただきたいと思います。対策の効果的推進ということで、今日何度も話が出てきておりますが、国、地方公共団体との役割分担が随所に出てきておりますが、個々にも明確化していくというようなことを書いております。

特に今回、専門調査会でいただきました御意見を、報告書としてとりまとめさせていただくわけですが、これを大規模水害対策の大綱という形で策定して、国、地方、官と民の責任と役割分担の明確化を図るというようなことを 101 ページの上の辺り、5～6 行のところに書いてございます。また、この対策実現に向けた時間軸を持ったロードマップを明確にしていく必要があるというようなことを書いております。

102 ページの方に移っていただきますと、それぞれが取り組みを行う中でも相互に支援したり連携を取ったりしてやっていく必要があるろうというようなことを 102 ページの上の辺りに書いております。

102 ページの 2. は応急活動体制の強化ということで、そこに書いてあるとおりです。広域避難誘導とか救助活動、氾濫流の抑制対策など、的確に講じていくことが必要であるということで、大規模水害応急対策活動要領みたいなものを策定する必要があるということで、その必要性を訴えているところであります。

防災訓練につきましては、先ほど申し上げましたので省略いたします。

103 ページであります。最後にいわゆる調査研究の推進と、その防災対策への活用ということで書き込ませていただきました。上から 5 行くらいのところは降雨予測とか水位予測の精度向上などをはかっていくということを書いております。

2 つ目の「また」の段落のところでは、いわゆる人間の行動とか情報伝達に関する調査研究の高度化、あるいは経済被害等に対する社会科学分野での調査研究の高度化も必要であろうということを書いてあります。これからの温暖化を考えますと、浸水リスクをどう低減させていくかというような研究も必要であるということ。

4 つ目の段落は、いわゆる複合大災害であります。地震が起きて、そこに大水害が起き

たらどうなるのか。あるいはその逆も考えられるわけですが、そういうことに対する調査研究。こういうものを研究して、それをしっかり体系的に整理してデータベース化して、情報の共有化を図って防災力を向上させていくということが重要であるというようなことで、調査研究の推進と防災対策の活用ということで、1つの項目をつくらせていただきました。

最後の「おわりに」というところは、少し事務局の方で考えてみました。こういうようなことを考えるのではないかとということでもあります。

以上で説明を終わります。

○秋草座長 どうもありがとうございました。過去の18回分を一気に説明していただいたということで多岐にわたるので、それぞれの御指摘もまた多岐にわたると思いますのが、御意見を是非いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

審 議

○これまでの委員のいろいろな意見をものすごくよくまとめていただいたと思って、まず、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただ、例えば目次だけでも7ページにも及びますし、今日簡単に御説明いただいただけでも40分くらいかかるというものを配付して、本当に読んでいただけるのだろうかというのが、まず正直な感想でございます。

ですから、これとともに簡易版をお出しいただくなり、あるいはこれも順序が逆かなと思ったのです。前から読んでいくと「おわりに」までたどり着かないのです。「おわりに」のところにごくいいことが書いてありますので、「おわりに」とか最後に付け加えてくださったⅣ、Ⅴを被害事例の具体的な分析から始まるよりも前に置くとか、Ⅱの避難の基本姿勢みたいなところをダイジェスト的に置いていただいて、それから具体的な避難のシミュレーションをしたところに入らないと、読んでいくのがつらいかなというのがありますので、役所の方でなかったら最後まで読みませんね。

ですから、せっかくこんなに私たちも頑張ったので、読んでいただけるような順序でアレンジして出していただかないとすごくもったいないと思いましたので、お願いいたします。

例えば具体的にⅠの中でも、最後の47～48ページでものすごくまとめて書いていращし

やるので、そこを最初に持ってくるみたいな、結論を先に持ってきていただかないと読み切れないかなというのがございましたので、日本式ではなくて欧米式というのですか。結論を先に書いて、それを具体的に書くみたいにしていただけたら、ありがたいかと思います。いろいろな意見を組み取ってくださって、どうもありがとうございました。

○統括官からもそういう方向でという話をいつもいただいています、また座長とも相談しながら、次回きちんと出してみたいと思います。ありがとうございました。

○どうぞ。

○まず、全体のトーンですが、このレポートは、危ないという緊迫感、危機感というものが感じられないのです。

例えば東京湾の高潮氾濫における浸水想定のところを読むと、計算したらこうなったみたいな感じで、みんながこれは大変だ、何が何でも対策を立てなければならないという雰囲気、人を驚かすという意味ではないのだけれども、インパクトみたいなものですね。これは作文の問題かもしれないけれども、もう少し緊迫感を盛り上げてほしいと思います。

避難場所も整備のことは余り書いていなくて、避難計画の中に一時避難所あるいは広域避難とあるので、その避難場所を具体的にどう考えるのかよくわかりません。

例えば学校の校舎を避難場所として、どう評価するのか。授業に差し支えるというお話がありましたけれども、地域に一番満遍なく存在しているのが小中学校の校舎だから、それが今は耐震強化策で建物としてもだんだん安全なものに変わりつつあると聞いていますから、むしろ積極的にそこを避難場所にしてしまうと。大勢の人が来るのであれば、トイレをいざというときに普通の3倍に拡充できるようなことをあらかじめ想定しておくとか、水回りを増設するようにしておくとか、非常用の水タンク、プールなどがあるでしょうか、そういうものとか、避難所の整備のことも少し言っておいた方がいいのではないかと感じがしております。

細かいことで68ページの下から6行目辺りに「避難所に指定されていない高校、大学、集会所、その他の文化施設等の公的施設の活用」で、これは文化施設という言い方はよくないから、公共施設でいいと思うのです。文化施設というと西洋美術館に逃げるみたいな感じになってしまうから。

文化施設といえば、99ページ「文化遺産の被害軽減」に書いてあるのですが、ここに入れておいていただきたいのは、美術館とか博物館は、宝物を入れておくところなので、そんな大切なものが危ないところにあるというのがそもそも変な話ですから、そうか

と言って現状がそうだというのであれば、今後、新規に計画する文化施設みたいなものは、より安全性の高いところに計画すべきであるとした方がいいのではないかと思います。

このレポートは、体制の整備と計画の策定があちこちに出てくるのですけれども、体制というソフトな整備ばかりではなくて、もう少し具体的なハード対策について、思い切ってこういうことをやれという部分があってもいいのではないかと。

例えば 85 ページの「(6) 交通インフラ施設被害に伴う影響軽減対策」というわけで、浸水したときに鉄道や道路をどうするかということはあらかじめ考えておけという話ですが、例えば一歩進んで、どんな大水害のときにも高速道路と東京湾岸道路とアクアラインくらいは絶対に水没させないとか、そういう具体的なターゲットみたいなものも欲しいと思います。

実は、東京湾岸道路は御案内のとおり多摩川や東京港を横断するところで、水底トンネルになっていますから、高潮時には浸水でやられてしまうわけです。しかし、ほかの高速道路は大体高架だから何とかなるのです。ですから、トンネルの入口に扉を付けるなど、水に弱いところを強化して、少なくとも高速道路交通は確保するくらいのことも具体的に言い切ったらいいのではないかと。

96 ページの「(3) 堤防開削による早期排水」がありますが、刑法に溢水罪というのがありまして、堤防を決壊して出水せしめたる者は懲役何年というのがあるものですから、これはむしろ堤防に排水門を新設するなど別の言い方をしたらよろしいと思います。

97 ページの「4.4 土地利用・住まい方のコントロール」という場所があります。これは都市計画制度などを活用して、できるだけ安全なまちづくりにしていこうということでしょうけれども、これは今まで議論がなかったですか。建築基準法第 39 条によれば災害危険区域を条例で指定することができるのです。その場合の目的は、住居の用に供する建築物の建築の禁止と、ちゃんとうたわれているわけです。

ただ、問題は、そんな条例をつくった市町村は滅多にないと聞いておりますけれども、例えば今後はそういうことをもっと活用していいのではないかと。この中の都市計画制度等の「等」に入っていると言われれば、それきりですけれども、建築基準法の活用とはつきり言って欲しい。

その部分の一番下の「市場メカニズムを活用した土地利用誘導」は、市場メカニズムで何を言っているか。危ないところは、土地の値段が下がるのが本来の筋であるわけだから、そこはむしろ市場メカニズムだけではなくて、規制との組み合わせによるとか言わないと、

市場メカニズムが何を意味しているのかがわかりにくいように思います。

○極めて具体的にありがとうございます。これはまた後で、いろいろと反映させていただきたいと思います。

○承知しました。ありがとうございます。

○どうぞ。

○今、●●委員がおっしゃったところで、スーパー堤防の話が、今までは堤防強化の話だけで位置づけられていたのですが、こういう話を見ると、あるエリアに1か所ずつとか、そういうことが1つの市町村がやられるときの動機になるかもしれないなということを感じながら聞いていました。そういうことが、もし位置づけられるとすると、今の土地利用誘導あるいはマーケットメカニズムという話もそれと絡んで論じることは可能だという気がいたします。

特にスーパー堤防は、堤防下の環境の悪いところから堤防沿いの高級住宅地に変わるといって、そういう多摩川みたいなところは、やりたい人もいますが、少し田んぼが多いところとか、こういうところになると、インセンティブが余り働かないのです。そういうときに、避難地としての位置づけができれば少しでも働きます。

もう一つは、スーパー堤防を断片的にやって一体どんな意味があるのだという議論もときどき聞くのですが、こういう避難場所としての位置づけがあるとすれば、それはもう少し論理的な説明ができるかと思いました。

○ありがとうございます。今いただいた御意見も反映させつつ、報告書を取りまとめたいと思いますが、スーパー堤防の避難所としての利用というのは、たしか江戸川区の方では既に始まっておるようです。そういうこともありますので、整理してみたいと思います。

○どうぞ。

○31 ページのライフライン施設被害の電力の被害想定ですが、以前のプレゼンにおいて十分に説明できなかったせいかなと思いますけれども、31 ページの図表 21 に引用されている「初期対応等をしない場合」と書かれていますが、「初期対応」と言っている意味合いは、47 ページにもあるように、ある程度被害が予想されて情報が出るということを前提に、遠方からネットワークをあらかじめ切り替えておいて、被害の範囲を狭めるというのが「初期対応」という意味合いでありまして、そういう意味では、「初期対応をしない」ということとはないのです。

プレゼンの資料の中に、あえてこの「初期対応をしない」ケースをお示しした意味合い

は、切り替える能力の効果が、どのくらいあるのかを参考的にお示しするために出した数値でありまして、「初期対応」をした場合でどうなるかというのが実際のシミュレーション結果です。私の説明が十分でなかったせいだと思いますけれども、御配慮いただければと思います。

○わかりました。

○内容等の確認はいたしたいと思いますが、恐らく初期対応をきっちりやれば、もっと小さな被害様相になろうという御趣旨でございますか。

○「初期対応」というのは、遠方から容易にネットワークを切り替えできるという話で、台風等の場合も現実のプラクティスとしてはやっている話なので、それがまず前提になるということです。

○わかりました。是非よろしくお願いします。

○2件、今まで言わなかった私が悪いと思いながら、少し御検討いただければというところがございます。

1つは64ページ辺りのことなのでありますが、利根川を考えますと外国人の方が結構居住していらっしゃる地域でありまして、やはり日本では小学校避難というのが極めて文化として定着していますけれども、世界的には極めてまれな計画であるということも含めて、64ページの1.2.3の3段落目「地理に不案内な訪問者」という表現が出てくるのですが、そこに「災害対応に不慣れな外国人」という表現を入れていただくか、あるいは63ページの「一般の地域住民にもわかりやすい」という2段落目に入れていただくかをしていただいた方がよいのではないかと。これだけ大量になると不安になりますしということが1つ。

もう一つは、首都直下の地震の際に大変問題になった帰宅難民に絡むような議論ですが、具体的には92ページ辺りに企業の事業継続計画というのが入ってございます。これは昼間に起きますと大量の社員、従業員、顧客の方が避難に出てくるので、今の避難オペレーションは基本的に地方公共団体が立てるというシナリオで来ていますので、できればその3.3.3の3行目に「例えばサプライチェーンを構成する関連企業や」の後に、「顧客従業員等の避難について地域の地方公共団体と連携」というのがいいか。あるいは一番後の「望ましい施策事例等に関する情報提供をはじめとする支援活動の強化が望まれる」の後に、「顧客従業員の避難計画について地方公共団体と連携」と言っていただくか。何かそれくらいはあった方がよいような気がいたしました。ぼんとツケを全部出されても大変だなという気がいたしました。その2点を済みません。

○どうぞ。

○まず3ページの「1. 適時・的確な避難の実現による被害軽減」となっていますが、この被害は全部人的な被害ですので、ここは人的な被害だと思います。

もう一つは、この章を見ると災害時要援護者しか被害を受けていないような記述になっているのですが、過去10年、水害による犠牲者は3分の2が高齢者で、3分の2が男性で、3分の2が屋外という一般的な記述と、去年は実はある意味では満遍なく亡くなっているのです。要するに全年齢にわたって亡くなっている。男女は1対1です。全員屋外です。

要するにそういう変化があるということは、少しどこかで書いておいていただく必要があるのではないかと。要援護者の被害軽減を図れば、被害がぐんと減るというものではないということはあるのではないかと。水害でだれでも被害を受ける危険性があるという書き方が、前の方で要るのではないかと思います。

さっき御指摘いただいた97ページの「4.4 土地利用・住まい方のコントロール」ですが、実は51年前の伊勢湾台風の後、名古屋市が建築条例をつくっているのです。ゾーン1～3まで分けたのですが、ほとんど守られていなくて、罰則規定がないものですから、罰則規定のないような条例をつくっても意味がないということはわかっていますので、つくるのなら、そういうところを考慮する必要があるのではないかと思います。

その次のページの文化遺産ですけれども、実は多くの文化遺産は、内水氾濫を対象にして立地しているというのが多いです。具体的には98年に高知で水害があつて、国分川があふれたときに、できたばかりの高知県立美術館が3m浸かったのです。これはつくる前に委員会があつて、地上げを50cmだけやって、全部浸かってしまったのです。

たまたまシャガールとかマティスの絵は県民展をやるので全部上に上げていたから、県民の作品は全部だめになったのですが、非常に高価なものは全部助かったという皮肉があつて、私が調査に行ったらタクシーの運転手が、美術館、一夜開けたら水族館という面白いことを言ってくれましたが、特に既存のこういう文化施設は、前提にしている水害が荒川とか利根川があふれるというのは考えずにつくっているのが随分あるのではないかと思います。特に古いものは。ですから、もう一遍見直す必要があるということも書いておいていただく必要があると思います。

○どうぞ。

○避難について考えられる面はすべて網羅されて、大変よくまとめていると思いますが、この基本方針の策定からシナリオの作成、計画の策定があるのですが、こんな

のはいろいろな類型別にシナリオをつくり、また更に細分化した計画を策定するのは害があって益なしで、基本的に何をその段階で大事にするかが大事なのであって、そういう意味では、避難のときの基本方針が一番大事ですね。余り具体的な段階で個別に類型化して幾つもつくったって、つくった者だけわかるけれども、こんなものは1～2年経ったら全然わからなくなる。

そういう意味では、やはりそこら辺はもう少しすっきりして、こういうことも考えろというような類型的に箇条書きに書いて、こういうものを踏まえて、それぞれの段階で具体的な工夫をなささい、計画をつくりなささいよというのが大事なので、端からシナリオ計画でありとあらゆるバリエーションを考えておくというのは、かえって実際にはうまくいかないのではないかと思うのが1つ。

もう一つは、先ほど来出ていますが、大規模災害の認識の問題があるのだけれども、認識がなかなかうまく浸透していかないから、工夫をして、これからも強化して推進しようよというのが盛んに書いてあるのだけれども、大事なことは、例えば家を建てる、新しくその土地に住むというのはいろいろな手続が要るので、行政的な手続の中で指導をし、教えるという機会は幾らでもあるわけです。家を建てると思ったら、みんな自分の最大の財産だから、自分の家がどういう立地なのか真剣に考えますね。

そういういろいろな機会をとらえて指導する。あなたのところは場合によると3mまでもぐってしまうと。そのためにはこういうことを工夫しておくといいねとか、そういう具体的に浸透する方策を考えるべきで、余りお題目で推進を図るとかいうことではなくて、そういうことを少し考えていくべきではないかと思います。以上です。

○ありがとうございました。そういうアクションについて記述すると、もっと具体的なような感じがします。どうぞ。

○これまで申し上げたことを本当によく整理していただいて、さすがだなと思って、改めて感心しています。文章についてはこれ以上、何も言うこともないかなと思うのですが、読んでみながら、本当に広域避難というのは大変なことだと改めて思います。

●●委員や●●委員から御感想があるかもしれませんが、この報告だけ読んでいきますと、例えばあらかじめ協議会をつくって、基本方針を検討して、連携をして、いろいろな対策に努力をしておいてということになって、これはずっと読むと、こういうふうになれば、広域避難はできると思う。読んだ人はそういう印象を持つかもしれませんが、実際これをやるとなると、あらかじめどの地域でどれだけの人数の人を受け入れることを考えて

おくか。

そのためにはどういう事前の物資の用意をしておくかというような具体的な相談まで入っていったら、きちんと事前にまとめなければいけないということになると、本当にこれはもし自分が当事者でやらなければいけないとなったら大変だなと改めて思うんですが、ここでどういう書き方があるのか。

広域避難は確かに必要だろうと思うんですけども、これは今までのやり方、今までのルールからすると、大変難しい問題がある。大変困難な問題があるんだということを皆さんにもわかっていただくような表現をどこかに入れておいて、その上でだからこそというか、やっぱり何か考えなければいけないんだと。そうすると、それに非常に多くの問題があって、これを何とかみんなで解決していかなければいけないんだというようなニュアンスの流れがあった方が、余りにも筋書きがうまくでき過ぎていると、みんな簡単にこれならできると思われると危ないのではないかという気がします。

もう一つ、例えばそれと同じですけども、広域避難なので避難移動自体が大変だということを前にも御説明があつて、そのとおりだと思うんですが、私は大変限られた見聞ですけども、カトリーナがあつてしばらくしてニューオリンズに行つて、消防の関係の人とお会いしたときに、皆さんは避難はどういうふうに、どこに避難されましたかと言いましたら、多くの人の答えは知り合いの人、友人、知人、親戚というところに避難をしました。そういうところに避難できる人が自分の車で早めに避難をしていたということなのかもしれませんが、避難先についても自力調達をかなりやっていたような話を聞いて、そういうことをやっているんだなと思いました。

特にカトリーナのところでアメリカのFEMAの話が出ますけれども、私は余り詳しいことは知りませんが、FEMAは日本の防災体制に比べると、連邦政府の体制としてはものすごく強力だと思うんですが、その強力なFEMAでもなかなかそんなに避難先を行政側として用意するところまで本当に行っていたのか。

この全体の流れが例えば、避難誘導、どこに避難するか。全部どちらかというと行政が用意するという印象の記述にどうしてもなってしまう。だけれども、本当は恐らくそれだけでは、とても始末に終えないのではないだろうかという感じがするんですが、そうは言っても自力で何とかしなさいと言ったって、そうはいかないよということにもなるだろうと思うんですが、そういったことのできる人がそういうことも考えていただくとか、できるだけそういういろいろな手段を尽くすようなことが必要ではないだろうか。

さっき備蓄するのについても相当な人数ということになると、財政的な負担の問題は考えておかねばいけないだろう。突発的に何か対応するときは、何とかしますけれども、こうやってあらかじめ準備するということになったら、その準備が円滑に行くようにするためには、財政的な問題は無視できないだろうと思います。

対策大綱をこれから書くという、その中に役割分担という言葉が入っています。今の段階ではそれ以上の言葉は書けないかもしれませんが、実際に本当に詰めていくということになったら、あらかじめの備蓄物資の確保とか、その他いろいろな問題について、財政的な問題は恐らく何もしないままだと、みんなが協力しにくいのではないかと思います。

今はこの程度しか書けないだろうと思いますけれども、実際に詰めるとなったら必要になってくるのではないかという気がいたします。

○ありがとうございました。

○どうもありがとうございました。先ほど全体として頑張っていくというようなところを実は 49 ページに一部書いてあるのですが、今、●●委員がおっしゃられた意見はまたほかのところにも反映をさせていただいて、特に 49 ページの下から 10 行目に「一方で」と書いてあるところですが、「国家百年の計として長期的な展望を持ち、たとえ労力、時間、対価がかかっても、安全・安心社会を実現するために問題解決に向けて計画的な取り組み」と書いてあるのですが、今いただいた意見をもう少し反映させていただきたいと思っておりますし、財政負担の問題についても非常に大きな課題だと思っておりますので、できるだけ次につながる形で記述ができるように相談したいと思います。

○どうぞ。

○皆さんがおっしゃっておられますように、私ども公共団体の意見も入れていただきまして、丁寧なものになっていると私は思っております。

ただ、ここにも書いてありますように、我々は本当に微力でございまして、例えば東京マラソンを 3 万人走らせるためには、中央公園とか都庁のかかなりの部分にずらっとトイレが並ぶのです。3 万人のある瞬間を持ちこたえるだけのことのために呆然とするようなトイレが並びます。災害時の広域避難場所の問題のように日暮れて道が遠い気がしますが、是非お国の皆さんからの御指導をいただきながら、お金もいただいて着々と進めていきたい。

○ありがとうございました。どうぞ。

○ここの専門調査会が大規模水害対策になっているのですが、中身は利根川と荒川がほと

んどではないですか。ですから、こういうことが起こったときに、この報告書が生きるためには、もっとインパクトのある副題のようなものが要るのではないかと思います。というのは、去年の台風 18 号が上陸したときに、名古屋地方気象台が伊勢湾台風と同じコースと言ったのです。その途端にその自治体の対応が物すごくよくなったのです。その前の名古屋とか岡崎の豪雨のときも、実は 2000 年の東海豪雨並みの雨だと言ったのです。そうしたら、みんな動き出したのです。

例えば東京湾の高潮の計算をやっているときに、伊勢湾台風の代わりにスーパー室戸台風というモデル対応でやっています。これは、上陸時は室戸台風のものを使っているんだけど、距離減衰は実は伊勢湾台風のものを使っているんです。そういう折衷のモデルで計算すると東京湾の高潮が 40cm 上がる。海面上昇で 60 ですから 1 m 上がるという計算結果です。

ですから、これは前例にカスリーン台風の洪水がありますので、例えばスーパーカスリーン台風水害とか、もうちょっとびっくりするような文言を付けておくと、この流域の自治体がこれは大変だということでやってくれるのではないかな。これは大規模水害となると、石狩川とか一級河川の方はみんなこれで行くのかというので、逆に地元に対するインパクトが住民も含めて、一体何だと考えたときに、実はカスリーン台風で浸かった以上のことが起こるのだというイメージがこの調査からぱっと出てくるような、そういう副題は付けるわけにはいかないのでしょうか。

○この資料は、この資料でいいのですが、これを、メディアを通じて一般の人に伝える、あるいは自治体の人に伝えるのに、メディアは伝える手段として非常に大きいので、そのメディアの人が食い付くキャッチフレーズ、よくある犠牲者何人とか、東京都東半分は水没とか、脅かすわけではないけれども、メディアが食い付くようなキャッチフレーズが必要かなという感じがいたします。内容は内容として、いいと思っていますけれども、別途必要かなという感じがします。

○最初に●●委員からお話がありましたように、これではだれも読まないよと。それはおっしゃるとおりでありまして、これからこのプロジェクトを本当に世の中に生かしていくためには、インパクトのある、だれもがわかるものに刷新していかないといけないというように思っております。それを次回の委員会までに我々で整理して、できれば個別にも御相談を申し上げたいと思います。

今、●●委員のおっしゃるとおりでありまして、副題があった方がよりインパクトがあ

るということであれば、副題も当然付けていかなければいけない。我々も考えたいと思いますが、先生方もどういうのがいいかをアイデアとして教えていただければと思っております。

これから後は●●委員がおっしゃったように、今のもメディア対策でもあるのでしょうか。けれども、これから我々としてはこういう状態が切迫をしているのか。そのためにどういう体制を取らなければいけないのか。それは●●委員がおっしゃったように、こんなのは簡単にできるぞと言ったらだめなので、どうして今の体制ではできないのかという問題点みたいなものも整理をするということなのかと思っております。

○ありがとうございました。どうぞ。

○恐らくこの話をどう伝えていくのか。確かにカスリーン台風は、ほとんど話に出ることのない災害だということでショックを受けたのですけれども、なかなかそれだけでは難しい。実はむしろ避難率を上げることを考えても、マスメディアにどういう映像なり情報をどう伝えてもらうのかという仕組みが要るのだと思います。

その過程の中で、マスメディアの方々も実はこの対策の当事者として巻き込んでいくということが、単なる言葉でする以上に、やはり大きな輪にしていくための手法なのではないかという気がしています。

例えば東海地震対策、大特法のときにも判定会の情報、あるいは警戒宣言をどう伝えるのかということで、当事者に多分巻き込んでいった部分がありますので、そういうところはひとつお使いいただいてもよいのではないかという気がいたしました。

○ありがとうございます。どうぞ。

○私も皆さんと一緒に、大変網羅されていて、どちらかというと市民のレベルよりも管理する側にとって、これは非常に参考になると思います。そういうこともあるのだということで我々が読むと非常に参考になって、しかも非常にうまくカテゴライズされているということですね。

もう一つ、この後の話ですが、私の拙い経験で言うと、石狩川が三十何年前に大氾濫したことがありますね。あのときにちょうど私は第一線にいたのですが、樋門にいろいろなものが引っかかって、内水の排除をしていないわけです。季節的にちょうど秋だったものですから、内水があと24時間出られなかったら、温度が低くて稲が全部だめになる。農業関係のものは樋門を爆破しろと。我々は薬量計算をして、薬も全部持ってきて計画を立てたのです。

今度は開発局より河川管理者の方が、そんなことをやったら大変なことになるぞと。堤防を自衛隊が壊したといったら大変だぞという話になって、私はちょっと待てと言って、やらせなかったのです。

そういう具合に、そのときのニーズによって、2つから来てしまうのです。今みたいに災害対策本部があつて、それはやるな、それはやるとしてくれればいいのですけれども、現場になると農民の代表たる人たちは、もうすぐに壊せる。河川管理者は絶対に壊すなど。法律でそう決まっているのだと。その第一線でやっている人たちは、どちらをやっていいかわからないということが起こるのです。

もう一つは、伊勢湾台風の時でしたけれども、クレーンを持ったりグレーダーを持ったりして、ダンプトラックを持って東京から行ったのですけれども、現地で最初の10日間やったことは、全部遺体収容です。遺体収容するのにダンプや、クレーンなどは絶対に要らない。結局4人でこうやって持つしかない。

東京都などの訓練では、遺体の検死の部分とか、どのように安置するかというのを別個に訓練して、知事などもそこに行って見ていただくのですが、一般の見学者は一人もいないですね。

もう一つ、これは下げたものが要る。全体のインデックスはできたので、例えば遺体安置所をやるときには、こういうことが注意しなければいけないと。これは過去にいっぱいそういう例があるわけです。そういうことで、もう一つ下げないとまずいのではないかな。遺体安置所は、せいせいとやれと書いても、せいせいとは一体どういうことかというようなこともあります。

それから、今のように2つのニーズがバッティングしたときに、現場が迷わないようにどこで交通整理をするかというような訓練です。

もう一つは、広域だということは、被災者が多数いるということと、広いということだから逃げる距離も長いし、受け取る側も50人とか100人が多摩川をわたって川崎市に助けを求めに行つたって、川崎市は、それは助けてくれるでしょう。しかし、何十万という人が行ったら、それは向こうの方も大変だと。

ですから、八都庁市で訓練をもう少し頻度を高くやったらいいと思います。先般もやりましたね。八都庁市でやったのですけれども、助け合うということがどういうことかが近隣の首長に案外理解されていない。自分の市民を守ることは一生懸命考えるけれども、川を渡って逃げてくる人をうちの財産でどうやって助けるかなどということは、余り訓練し

ないです。そういうのは八都県市でやっておく。そして、ある程度のところまではわかっていれば、あとは国が出てきて、ぱっとさばけるのだろうと思います。

もう一つは、そのイメージです。これが案外ないわけです。例えば伊勢湾台風も50周年の書類も出ました。阪神大震災もですね。しかし、遺体安置所の写真などは出てこないのです。カトリナの場合もそうだし、今度のハイチの場合もそうだし、スマトラ沖のときでも、広場全部が遺体だという写真があります。ああいう写真をちゃんと日本が版權を買って、写真を買って、ちゃんと印刷物にして配っておくと、イメージとして大規模災害というものはどんなものかがわかるのです。被災者は何万人と言われても、管理者にはほとんどイメージがわからないから、ああいうものは勝手に使ってはいけないし、国のお金でそういうものを買って、ちゃんとした冊子にしてやればいい。

さっき言ったように、これを読む人は案外少ないけれども、写真は見ますね。今の若者はみんなテレビで育っているわけですから、そういう意味でイメージ化することと、八都県市が助け合うことを日ごろから訓練しておくということです。もう一つは、もう一段下げるとことです。この項目からもう一つ下げて、そういうことをやれば、これは非常に前進するきっかけになるのではないかと思います。以上です。

閉 会

○秋草座長 具体的な御指摘をありがとうございました。大体出尽くしたと思いますが、本当に貴重な意見をありがとうございました。

本日の議題は1件だけでございますので、これで終了いたします。あとでまた発言できなかった部分については、事務局の方で受け付けますので、よろしくお願いします。あと1回で終わるかどうかが心配になってきたのですけれども、皆さんの御指摘、御意見をできるだけ入れるようにしまして、これはあくまでもバイブルみたいなもので、この資料をどういうふうに活用するかはまた別の問題で、先ほどの統括官の御指摘のとおり、是非お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。事務局からどうぞ。

○越智参事官 秋草座長、委員の皆様方、長時間にわたり、ありがとうございました。今ほど座長からお話がありましたように、報告書（案）の内容に関して御意見がございましたら、随時、事務局まで御連絡いただけましたら幸いです。まとまるように事務局も頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の日程を申し上げます。次回の日程は配付資料の中に入っておりますが、3月18日木曜日の午後3時から予定しております。場所は今日と同じこの場所でございます。よろしくお願いいたします。

資料の送付を希望される委員の先生方、封筒のところに簡単にお名前を記していただければ、私どもの方で送付させていただきますので、どうぞ御随意にいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の専門調査会を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

— 了 —